

第 次 会津美里町 新型インフルエンザ等対策行動計画

(概要版：骨子案)

(令和 年度 会津美里町)

第 1 部 計画策定の趣旨・位置付け 【 総論 】

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 感染症危機を取り巻く状況

- 令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生後、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和2年（2020年）1月に日本国内で最初の感染者が確認されて以降、福島県内をはじめ本町でも感染の拡大、縮小を長期間にわたって繰り返し、行政のみならず、医療機関や関係団体、事業者等が困難な判断・対応を余儀なくされるとともに、多くの町民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなりました。
- この新型コロナへの対応を通じて、未曾有の感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康への大きな脅威となるだけでなく、経済や社会生活を始めとする町民生活の安定にも大きな影響を及ぼすものであることが明らかとなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家及び本県の危機管理における重大な問題として、社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにしました。
- 感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではありません。次なる感染症危機に備え、平時から感染症危機に対応できる体制を整備し、それを維持していくことが重要です。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

（１）国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、令和6年（2024年）7月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を全面改定し、それに伴って福島県においても、感染症危機の発生時において迅速かつ的確な対応に向けた準備を計画的に進めるため、学識経験者や市町村、各分野の関係団体等からの意見も踏まえ、「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「本県行動計画」という。）を改定した。

（２）これらを踏まえ、会津美里町は、特措法第7条に基づき、政府行動計画の内容を踏まえて、福島県の計画に沿い本町の新型インフルエンザ等対策の実施に関して定めるものである。

また、本計画においては、

第2章 計画の位置付け（対策の基本項目）

節 なし

（1）町行動計画で定める事項

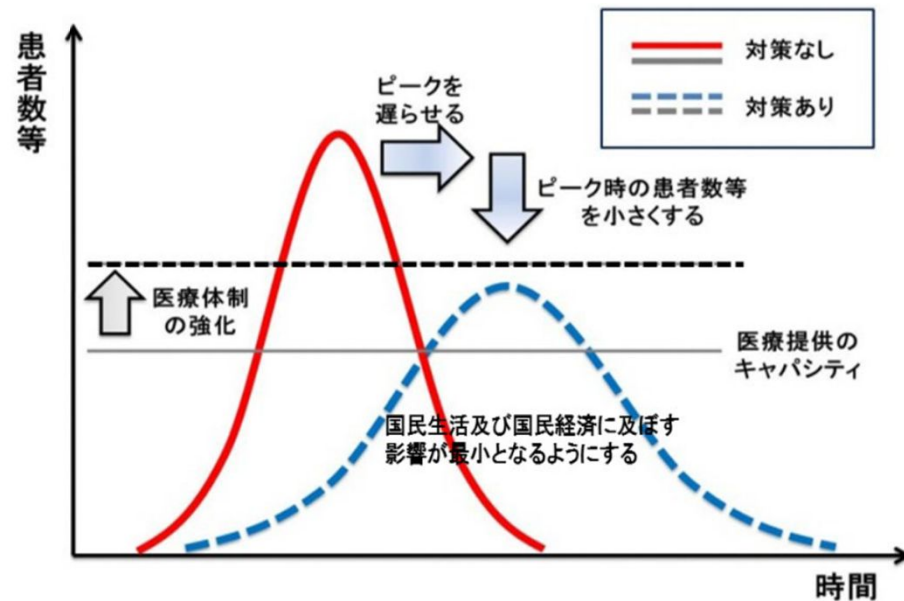
（2）本町行動計画の推進体制及び進捗管理・見直し

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 【 総論 】

第1章 対策の目的及び基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

- ① 発生して即応する対策 : ピークを遅らせる
- ② 発生時より継続する対策 : 医療体制の強化
- ③ 発生後に全体に広げる対策 : 患者数の減少



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等なるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることにより、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



- 町民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第3節 対策の時期区分

(1) 対策の時期区分

「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

【準備期】

○ 新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）

- ・ 地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、県民に対する啓発や県・市町村・企業等による事業継続計画等の策定、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

【初動期】

○ 国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期をいう。

- ・ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切り替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

【対応期】

○ 基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期

- ・ 対応期の中でも以下のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずるものとする。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

(1) 平時の備えの整理や拡充

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

ウ 関係者や県民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

エ 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

オ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

カ 負担軽減や情報の有効活用、国・県・市町村の連携等のためのDXの推進や人材育成等

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

イ 医療提供体制と県民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止 措置

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

エ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

(3) 基本的人権の尊重

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

(5) 感染症危機下の災害対応

(6) 記録の作成や保存

第5節 対策推進のための役割分担

- (1) 国の役割
- (2) 県の役割
- (3) 市町村の役割
- (4) 医療機関の役割
- (5) 指定（地方）公共機関の役割
- (6) 登録事業者
- (7) 一般の事業者
- (8) 町民

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目 【各論】

第1章 実施体制

【準備期】

1-1市町村行動計画等の作成
や体制整備・強化

1-2国、県、市町村等の連携
強化

【初動期】

2-1新型インフルエンザ等の
発生が確認された場合の措
置

2-2迅速な対策の実施に必要
な予算の確保

【対応期】

3-1 基本となる実施体制の
在り方

3-1-1 職員の派遣・応援へ
の対応

3-1-2 必要な財政上の措置

3-2 緊急事態宣言がなされ
た場合の対応

3-3 特措法によらない基本
的な感染症対策に移行する時
期の体制

第2章. 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

【準備期】

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

【初動期】

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

2-4 医療提供体制の確保に関する周知

【対応期】

3-1 基本的な対応方針

3-2 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

3-3 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

3-4 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の医療提供体制の周知

3-5 リスク評価に基づく情報収集・分析結果の情報提供・共有

第3章. まん延防止 (県は第6章)

【準備期】

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

【初動期】

2-1 まん延防止対策の準備

【対応期】

3-1 患者や濃厚接触者以外の住民に対する基本的な感染対策に係る要請等

第4章. ワクチン

(県は第7章)

【準備期】

- 1-1 ワクチンの供給体制
 - 1-1-1 ワクチンの流通に係る体制の整備
 - 1-1-2 ワクチンの分配に係る体制の整備
- 1-2 基準に該当する事業者の登録等
- 1-3 接種体制の構築
 - 1-3-1 接種体制
 - 1-3-2 特定接種
 - 1-3-3 住民接種
- 1-4 情報提供
- 1-5 DXの推進

【初動期】

- 2-1 接種体制
 - 2-1-1 予防接種に係る情報収集、提供・共有
 - 2-1-2 接種体制の構築

【対応期】

- 3-1 接種体制
 - 3-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施
 - 3-1-2 住民接種
 - 3-1-2-1 予防接種体制の構築
 - 3-1-2-2 接種開始及び接種体制の拡充
 - 3-1-2-3 接種記録の管理
- 3-2 健康被害に対する速やかな救済
- 3-3 情報提供・共有

第5章. 保 健 （県は第11章）

【準備期】

- 1-1 人材の確保
- 1-2 生活支援の準備
- 1-3 健康観察の準備

【初動期】

—

【対応期】

- 3-1 有事体制への移行
- 3-2 健康観察及び生活支援

第6章. 物 資

(県は第12章)

【準備期】

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

【初動期】

—

【対応期】

3-1 備蓄物資等の供給に関する相互協力

第7章. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

(県第13章)

【準備期】

- 1-1 情報共有体制の整備
- 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備
- 1-3 物資及び資材の備蓄
- 1-4 生活支援を要する者への支援等の準備
- 1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

【初動期】

- 2-1 事業継続に向けた準備等の要請
- 2-2 遺体の火葬・安置

【対応期】

- 3-1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応
 - 3-1-1 心身への影響に関する施策
 - 3-1-2 生活支援を要する者への支援
 - 3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援
 - 3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等
 - 3-1-5 埋葬・火葬の特例等
- 3-2 事業継続に関する事業者への養成等
 - 3-2-1 事業継続に関する事業者への養成等
 - 3-2-2 事業者に対する支援

第8章 対策に対する推進体制

- 国、県はもとより、会津管内をはじめとする医療機関との連携を図り、パンデミック（爆発的流行）を少しでも緩和し、町民生活への影響を最小限に抑える。
- 町民への情報提供を迅速にするために、DXを活用した行動計画を採用し、従来の紙などの媒体も活用しながら情報提供に努める。
- 普段の備えが大事であるので、体制整備を普段から行い、有事に備える。
- 以上を発信して情報共有しながら推進体制を構築する。